

佐久市障害者支援施設「臼田学園」の 民間活用に関するサウンディング型市場調査

質問票に対する回答

標記につきまして、以下のとおり回答します。

1	質問項目	配布資料名	【調査実施要領4（2）】【別紙4-1・2・3】
		ページ	調査実施要領4ページ・別紙：各1ページ
		該当項目	【調査実施要領】4（2）サウンディングの対象 【別紙4-1】1 指定管理者の条件（3） 【別紙4-2】1 民営化に係る運営事業者の条件（3） 【別紙4-3】1 補助対象者の条件（4）
	質問内容	サウンディング型市場調査実施要領では対象となっている「障害福祉サービスを新たに実施することを検討している社会福祉法人」は、【別紙4-1・2・3】において、事業の公募には参加できない条件設定となっているが、その理由をお聞きしたい。	
	質問に対する回答	現時点では、民間活用による新たな実施体制への速やかな移行と、サービスの継続的・安定的な提供に留意し、障害福祉サービス等の実績があることを条件に加えています。 ただし、本条件につきましては、あくまでも素案段階のものであり、サウンディングによる対話の結果や関心度を踏まえ、見直しを含めて検討します。	

2	質問項目	配布資料名	【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要(素案)
		ページ	1
		該当項目	1 指定管理者の条件 (4) 施設の運営に意欲を有し、継続的・安定的な運営をすることについて、資金の調達、人材の確保等が十分に可能であること。
	質問内容	人材の確保が不安である。確保に対して佐久市からの支援を得ることはできるか。	
	質問に対する回答	人材の確保に関して、市からの支援は想定していません。 ただし、当該施設に配属されている職員のうち、引き続き就労を希望する方に対しては、指定管理者等を新たな就労先として紹介させていただくことは可能です。	

	質問項目	配布資料名	【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要(素案)
		ページ	2
		該当項目	2 指定管理の条件 (1) 指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおりとする。なお、定員は60名とする。 3 施設の運営に関する条件 (1) 指定管理者制度導入前からの利用者の継続利用については、利用者本人の意思を尊重し、正当な理由なくこれを拒むことがないようにすること。
3	質問内容	<p>①現員は48名の利用者が入所されているが定員は60名とする必要があるか。 ②現在の臼田学園の建物で定員の60名を受け入れることは現実的に可能か。 ③条例を改正して40名の定員にすることは可能か。 ④継続利用を希望する利用者は何名いるか。</p>	
	質問に対する回答	<p>①60名は、条例の施行規則に定められた定員です。ただし、サウンディングによる対話の結果や関心度を踏まえて、定員の見直しを検討することも想定しています。なお、この場合、施行規則の改正が必要となります。 ②築34年が経過した建物であり、居室床面積が現在の基準と相違していることから、現実的には難しい状況にあるため、大きな課題であると認識しています。 ③①と同様です。 ④ご家族の地元を希望される入所者も一部にいらっしゃいますが、基本的には現在の入所者全員となります。</p>	

	質問項目	配布資料名	【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要(素案)
		ページ	3
		該当項目	1 3 施設の運営に関する条件 (2) なお、現に当該施設に配属されている職員のうち、指定管理者制度導入後も引き続き就労することを希望する者については、できるだけ雇用を継続するよう努めること。
4	質問内容	現時点で指定管理者制度導入後も引き続き就労することを希望する者は何名いるか。	
	質問に対する回答	現時点では把握していません。 今後、民間活用の方向性が定まれば、その時点で、配属されている職員に対して意向調査等を実施する予定です。	

5	質問項目	配布資料名	【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要（素案）
		ページ	3
		該当項目	3 施設の運営に関する条件 （3）利用者、家族との話し合いの場を設け、定期的に施設運営やサービス等について意見を聴取する。
	質問内容	現在、利用者、家族との話し合いの場はどのような形で設け、意見を聴取しているか。	
	質問に対する回答	面会日等に合わせて、適宜、ご家族との話し合いを行っています。また、電話でのやりとりも常時行っています。	

6	質問項目	配布資料名	【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要（素案）
		ページ	3
		該当項目	3 施設の運営に関する条件 （4）地域関係者との話し合いの場を設け、定期的に施設運営等について意見を聴取するとともに、
	質問内容	現在、地域関係者との話し合いの場はどのような形で設け、意見を聴取しているか。	
	質問に対する回答	当学園が主催する「わかびな祭」等の機会に地域関係者を招待し、適宜、意見交換を行っています。	

7	質問項目	配布資料名	【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要（素案）
		ページ	3
	該当項目	4 その他の条件 （1）施設については、現在、広域避難場所及び福祉避難所として指定されているが	
	質問内容	現在の福祉避難所としての受け入れ人数は何名か。受け入れる際の臼田学園のどの場所で想定しているのか。	
	質問に対する回答	当施設は、「佐久市地域防災計画」において、避難所の位置付けがあります。敷地内にある体育館が避難場所となっており、収容人員は180名です。	

8	質問項目	配布資料名	別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要（素案） 3 ページ 【別紙4-2】民営化に係る公募条件の概要（素案） 4ページ
		ページ	
	該当項目	【別紙4-1】指定管理者制度に係る公募条件の概要（素案） 4 その他の条件 ☆ケース1の場合 （4）指定管理者の応募に当たっては、指定管理者として施設を一定期間（5年程度）運営した後に、佐久市から施設、建物及び物品の譲渡又は貸付けを受け、施設の運営を継続することを条件とする。 【別紙4-2】民営化に係る公募条件の概要（素案） 3 財産に関する条件 （2）建物について ウ 建物については、現状のままでの受け渡しを前提としており、譲渡後の維持管理及び老朽化対策等に係る費用は、運営事業者の負担とする。	
	質問内容	建物は老朽化しており改修の必要な状態であるが、佐久市で改修を行った後、指定管理者として運営をすることは可能か。	
	質問に対する回答	指定管理の場合は、仕様書の別表2「佐久市と指定管理者の責任分担表」に基づき、市の公の施設として、適宜、必要な改修を行う予定です。一方、民営化（譲渡又は貸付け）の場合は、条件にもお示ししたとおり、現状のまま受け渡すことを想定しています。	

9	質問項目	配布資料名	【別紙 4-2】 民営化に係る公募条件の概要（素案）
		ページ	3
		該当項目	2 民営化（譲渡又は貸付け）後の運営に関する条件（9）食材料及び燃料など日常的なものを購入する場合は、佐久市内に本社・本店などがある事業者から購入するよう努めること。
	質問内容	民営化後も佐久市内に本社・本店などがある事業者から購入が義務付けられるか。	
質問に対する回答	市の取組として、現在、地元業者の優先発注を実施しています。民営化後については、義務ではありませんが、できるかぎり市内業者から購入されるようお願いいたします。		

10	質問項目	配布資料名	【別紙 4-2】 民営化に係る公募条件の概要（素案）
		ページ	4
		該当項目	（3）物品について ア 現在、施設で使用している物品のうち、佐久市が所有するものについては、原則として、無償で譲渡する予定である。 ただし、耐用年数の全部を経過していない物品の扱いについては、佐久市との協議により決定する。
	質問内容	耐用年数の全部を経過していない物品はどのような物品があるか。	
質問に対する回答	大型備品としては、業務用洗濯機、業務用乾燥機、業務用エアコン、通院用送迎車、特殊浴槽等があります。		

11	質問項目	配布資料名	【別紙 4-3】 補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）
		ページ	1
		該当項目	1 補助対象者の条件 （3）令和4年4月から5年以内を目途に、その時点での佐久市障害者支援施設「臼田学園」の入所者全員を受け入れることが可能な施設を、市内に整備すること。
	質問内容	入所者全員を受け入れることが可能な施設とあるが、現在の施設入所、生活介護の施設でなくても日中支援型グループホームのような施設でもよいか。入所者全員の受け入れが可能であれば複数の施設でもよいか。また、複数の施設を複数の社会福祉法人が独自に運営することは可能か。	
	質問に対する回答	現時点では、1つの社会福祉法人が1つの障害者支援施設を整備する場合に限り、補助対象とすることを想定しています。ただし、本条件につきましては、あくまでも素案段階のものであり、サウンディングによる対話の結果や関心度を踏まえ、見直しを含めて検討します。	

12	質問項目	配布資料名	【別紙 4-3】 補助制度の創設に係る公募条件の概要（素案）
		ページ	2
		該当項目	1 補助対象者の概要 （3）新施設の所在地は、佐久市内とすること。なお、建設に必要な土地は、補助対象者が確保すること。
	質問内容	佐久市所有の土地を建設に必要な土地として提供していただくことは可能か。	
	質問に対する回答	サウンディングによる対話の結果や関心度を踏まえて検討します。	